

令和8年度終活イベント開催業務 企画競争提案説明書

令和8年札幌市告示第2744号に基づく企画競争については、札幌市契約規則、札幌市役務契約に係る企画競争実施要領その他関係法令等に定めるもののほか、この提案説明書によるものとする。

1 告示日

令和8年7月9日（木）

2 契約担当部局

〒060-0002 札幌市中央区北2条西1丁目1番地7 ORE札幌ビル7階
札幌市 保健福祉局 ウェルネス推進部 施設管理課 計画係（電話011-211-3518）
メールアドレス bochi_noukotsudo@city.sapporo.jp

3 企画競争に付する事項

(1) 役務の名称

令和8年度終活イベント開催業務

(2) 目的

札幌市では、超高齢社会が進展していくことに伴い、多くの方々が寿命を迎える「多死社会」が訪れると予測されている。多死社会においては、火葬場の混雑やお墓の無縁化による墓地の荒廃など、火葬場や墓に関する問題が深刻になっていくことが懸念される。札幌市では令和7年度に「第二次札幌市火葬場・墓地に関する運営計画」（以下、「運営計画」という。）を策定し、様々な取組みを実施している。

運営計画に基づく取組みを効果的に進めるためには、火葬場や墓地の問題点を市民に周知するとともに、今後予定している火葬場や墓地の制度や運用の変更について十分に理解していただくことが必要になる。このため、運営計画では、市民への意識醸成を重要な取組みと位置付けている。

意識醸成の一環として、これまで実施してきた市民の終活行動に関する意識調査やワークショップ等の結果から、終活について関心はあるものの実際に行動をしたことはない人が多いという実態が見えたほか、イベント参加者同士の学び合いの場の提供や行政による情報発信という要望があった。また、過去に開催した終活イベントでは、20代、30代のイベント参加者数が少なかったことから、今後到来が予測される「多死社会」に備えるためにも、比較的若い世代に対する意識醸成をする必要があると考えられる。

以上より、市民の終活行動を支える情報提供や学びの場を提供するため、終活イベントを開催することを目的とする。

(3) 業務内容等

仕様書のとおり

(4) 履行期間

契約締結日から令和9年3月26日（金）まで

(5) 予算額（事業規模）

2,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

上記予算額は、あくまで事業規模を示したもので、契約金額の上限額となる予定価格では無いことに留意すること。

4 企画競争参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、「（大分類）一般サービス業」に登録されている者であること。
- (3) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (4) 事業協同組合等の組合がこの企画競争に参加する場合は、当該組合等の構成員が、構成員単独での参加を希望していないこと。
- (5) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。

5 企画提案を求める項目

(1) 業務計画案

本業務に携わる業務従事者の実績、業務における調査・検討方法、業務執行体制及びスケジュール等を示すこと。

(2) 終活イベントの内容

終活に関連するイベントの内容を検討し、その周知方法も含めて提案すること。
なお、イベント内容については以下の点に留意して企画提案をすること。

- ・市民の終活を支えたり、学びの場を提供するため、40人程度が参加するイベントを5回以上開催すること。
- ・5回以上開催する終活イベントについて、20代、30代を主な参加者としたイベントを1回以上含めること。
- ・令和7年度に実施した「みんなで考えよう 安心終活サロン」、令和7年度に改定した「第2次札幌市火葬場・墓地に関する運営計画」、「令和7年度インターネットアンケート調査」の内容を踏まえ、本業務の終活イベントの内容を企画すること。

(参考)

- ・みんなで考えよう 終活サロン
(札幌市公式ホームページ)

https://www.city.sapporo.jp/kenko/wellness/bochi_kasou/uneikeikaku/syuukatsu/r7salon.html

- ・第2次札幌市火葬場・墓地に関する運営計画
(札幌市公式ホームページ)

https://www.city.sapporo.jp/kenko/wellness/bochi_kasou/kihonkoso/index.html

- ・令和7年度インターネットアンケート調査
(札幌市公式ホームページ)

https://www.city.sapporo.jp/somu/shiminnokoe/net_question/documents/13sousou.pdf



(3) 終活イベントの記録、意識醸成コンテンツの作成

終活イベント当日の様子を動画撮影等で記録し、イベント終了後に終活の意識醸成として活用できるようなコンテンツを提案・作成すること。コンテンツについては、広く公開することを想定しているため、参加者のプライバシーを侵害しないよう必要に応じて編集すること。

(4) 独自提案

終活に関する意識醸成を目的とし、提案者が上記以外の事柄で、必要、効果的と考

える事柄があれば提案すること。

6 提案説明書等に関する質問

(1) 提案説明書等に関する質問書の受付

提案説明書、業務仕様概要その他本企画競争に関する手続に関して質問がある場合は、次のとおり書面又は電子メールにて質問書を提出すること。

ア 提出期限 令和8年7月14日（火）17時まで(送付にあつては必着)

イ 提出場所

質問事項を簡潔にまとめた書面を持参若しくは送付又は電子メールにより、次に掲げる場所あてに提出すること。なお、FAXによる提出は認めない。

(ア) 持参又は送付の場合

上記2と同じ

(イ) 電子メールの場合

次のメールアドレスあてに送信すること。なお、メールの件名を「令和8年度終活イベント開催業務の質問について」とすること。

メールアドレス：bochi_noukotsudo@city.sapporo.jp

ウ 質問に対する回答

質問に対する回答については、令和8年7月15日（水）以降一括して次のURLのホームページに掲載する。

https://www.city.sapporo.jp/kenko/wellness/bochi_kasou/uneikeikaku/syuukatsu/r8event.html

7 参加手続き等

(1) 参加意向申出書及び資格審査に係る提出書類の提出等

ア 提出期限

令和8年7月23日（木）17時まで(送付にあつては必着)

イ 提出書類

参加意向申出書 様式1のとおり

ウ 提出場所

上記2と同じ。なお、電子メールにより提出する場合、差出人アドレスは札幌市競争入札参加資格（物品・役務）に登録されている見積依頼用メールアドレスとすること。

エ 参加資格結果通知

上記イの提出書類の内容を精査し、上記アの提出期限から5日以内を目途に参加資格審査結果を通知する。

オ 参加資格が認められなかった者に対する理由の説明要求

上記エにより参加資格が認められなかった者は、通知書到達日の翌日から起算して10日以内(休日を除く。)に、その理由の説明を書面(様式自由)により求めることができる。なお、当該書面の提出は持参又は電子メール(送信要件は上記ウの後段と同じ。)によること。

(2) 提案書類の提出等

ア 提出期限

令和8年7月28日（火）17時まで(送付にあつては必着)

イ 提出書類

正本1部、副本10部の合計11部を提出すること。また、副本10部については、表紙及び中身を含め提案事業者名を特定できる表現は一切記載しないこと。

(ア) 提案書(任意様式)

- (イ) 別記1「提案書評価基準」に示した「評価(審査)に係る提出書類」
- (ウ) 業務従事者(再委託) 様式2のとおり【再委託を行う場合のみ提出】
- (エ) 参考見積書(任意様式)【見積の根拠や業務ごとの内訳金額、人工について記載すること】

ウ 提出方法

持参又は送付とし、正本1部、副本10部の紙面に加え、正本と副本のデータを記録した電子記録媒体(DVD等)1枚を添えて提出すること。なお、送付の場合は、簡易書留やレターパックなど配達記録や追跡サービス付きのものにより提出期限までに必着するよう送付すること。

エ 提案書類の作成及び提出にあたって留意事項

- (ア) 提案書類には、提案者の法人名等(提案書にあっては提案責任者名(提案者の指揮命令下にある者に限る。))を忘れずに記名すること。
- (イ) 提案は簡潔明瞭に作成すること。
- (ウ) 文章を補完するためのイメージ図・イラスト等の使用は可とする。
- (エ) 提案書類の提出は1者につき1案のみとする。
- (オ) 提出後の差替え、変更、再提出及び追加(下記(キ)の場合を除く)は認めない。
- (カ) 提案書類の作成及び提出等に係る費用は提案者の負担とする。
- (キ) 提案書類の提出後、契約候補者選定の作業にあたり、補足資料を求めることがある。

8 提案書類の審査(契約候補者の選定)

(1) 契約候補者の選定方法

提案書類は、内部委員5名のほか、外部委員3名(計8名)からなる本企画競争に係る実施委員会において、次号に基づき委員個々に評価項目毎に評価点を採点し、その合計値が最低評価基準点(※②)以上を満たすもののうち最も高い合計値の者を契約候補者とする。

(2) 審査(評価)方法(評価基準)

ア 審査(評価)は、有効な提案書類(下記9「提案の無効」に該当しないもの)に基づき行う。

イ 審査(評価)は、次のとおり2つの分類にそれぞれ配点して行う。なお、分類毎の具体的な評価項目及びその評価(採点)基準については、別記1の「提案書評価基準」による。

分類1 履行実績等 満点40～25点(配点5点×委員8～5名※①)

分類2 企画提案 満点760～475点(配点95点×委員8～5名※①)

計(合計値) 満点800～500点(最低評価基準点(※②)480～300点※①)

※① 審査(評価)事務を円滑にかつ早期に審議する目的から、評価点等の満点にあっては、評価に携わった実際の委員(出席者)数によって変動する場合がある。

※② 「最低評価基準点」は、エ-(イ)で後述する有効な提案書類を提出した提案者が1名であった場合に、契約候補者として選定する際の評価点の最低要件(当該評価点未満であった場合は契約候補者として選定せず。)をいう。

ウ 審査(ヒアリング審査)

審査対象者に対して次のとおりヒアリングを行う。

(ア) 開催場所及び方法

審査対象者に対し別途(開催時期は令和8年8月上旬を予定)通知する。

(イ) ヒアリング審査にあたっての留意事項

- a ヒアリング審査は、提案者名を伏せて行うため、声掛けや提案書類においては、提案者名を匿名や黒塗りなど必要な措置を行う。
- b ヒアリングの際に使用する資料等は、上記7(2)に基づき提出された提案書類のみとする。ただし、提案書類の内容についてパワーポイント等を使用して説明することも可能とする。
- c 出席者は3名までとし、そのうちの1名は業務履行終了までの間の本市との連絡調整担当又は予定業務責任者(いずれも提案者の指揮命令下にある者に限る。)とすること。
- d ヒアリングは1提案者あたり25分(準備・説明15分+質疑応答10分)とし、順次提案者個々に行う。
- e ヒアリングにあたっては、資料等を含め提案者名の商号等を伏せて匿名で行うので、留意願う。

エ 契約候補者の決定にあたっての留意事項

(ア) 契約候補者となるべき評価点の同じの者が2名以上いる場合は、次に掲げる事項の順に契約候補者の選定を行う。

- a 8(2)イの後段に記す別記1の「提案書評価基準」にて指定されている「選定に係る特定評価項目」の評価点(合算値)が最も高い者を優先に選定する。
- b 上記aにおいてもなお評価点(合算値)の同じの者が2名以上いる場合は、抽選により契約候補者を選定する。

(イ) 有効な提案書類を提出した提案者が1名であった場合には、ヒアリングの結果、評価点(合算値)が最低評価基準点以上を獲得した場合にのみ、契約候補者として選定する。

オ 一次審査(書類審査)

提案書類の審査事務を円滑に進める目的から、上記ウの審査(ヒアリング審査)の前段において、有効な提案書類をもとに審査(評価)し、上位と評価された者4者を、上記ウの最終審査(ヒアリング審査)対象者として選定する。ただし、審査対象者が4者以下にあっては、一次審査を省略し、審査(ヒアリング審査)に移行する。

一次審査の結果、最終審査に移行できなかった者に対しては、その旨を別途書面により通知する。なお、当該審査結果に疑義がある者は、通知書到達日の翌日から起算して3日以内(休日を除く。)に、疑義の申立てを書面(様式自由)により求めること(提出方法は7(1)オと同じ。)ができる。

(3) 選定結果の通知

上記(1)及び(2)に基づき契約候補者を決定したときは、速やかに提案者全員に対し、その結果を書面(提案者名、上記(2)イに基づく採点(合計値及び分類毎の採点)その他必要な事項を記した「企画競争選定結果調書兼通知書」)により通知する。なお、当該審査結果に疑義がある者は、通知書到達日の翌日から起算して3日以内(休日を除く。)に、疑義の申立てを書面(様式自由)により求めること(提出方法は7(1)オと同じ。)ができる。

9 提案の無効

次に掲げる提案は無効とする。

- (1) 本説明書に示した参加資格のない者がした提案、提案に関する条件に違反した者がした提案その他札幌市契約規則第11条第2号(押印部分を除く。)及び第4号から第7号までの規定(この場合「入札書」とあるのは「提案書類」と、「入札」とあるのは「提案」と読み替える。)のいずれかに該当した提案

- (2) 積算額(参考見積額)が上記3(5)の予算額(事業規模)を超える提案
- (3) ヒアリングに出席しなかった者がした提案
- (4) 提出書類に虚偽の記載をした者がした提案
- (5) 上記7(2)イの提案書類の提出期限日以後、契約の相手方として正式に決定するまでの間に上記4の参加資格を満たさなくなった者がした提案

10 提案書類の取扱い

- (1) 提出された提案書類は、本企画競争における契約候補者の選定作業のほか、契約手続及び業務履行の際の確認作業(随意契約の相手方のものに限る。)以外の目的では使用しない。
- (2) 提案に関する評価結果を除き、提出された提案書類その他本企画競争の実施に伴い提出された書類については、公表しないものとする。ただし、札幌市情報公開条例に基づく公開請求や情報提供の依頼等があったときは、非公開情報を除いて、公開・提供する場合がある。
- (3) 提出された書類は返却しない。
- (4) 著作権等に関する事項
 - ア 企画案の著作権は各提案者に帰属する。
 - イ 札幌市が本企画競争の実施に必要と認めるときは、企画案を札幌市が利用(必要な改変を含む。)することに許諾するものとする。この場合は、あらかじめ提案者に通知するものとする。
 - ウ 提案者は、札幌市に対し、提案者が企画案を創作したこと及び第三者の著作権、著作人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証するものとする。
 - エ 企画案の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、提案者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ委託者に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

11 契約手続き

上記8に基づき契約候補者を決定したときは、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第2号の規定に基づく随意契約の手続きを次のとおり行う。

- (1) 契約候補者との協議

本企画競争に係る役務の調達に関する詳細(業務仕様書の策定等)について協議を行う。なお、協議によっては、採用した提案内容のうち評価対象項目以外で企画競争の実質を損なわない範囲において、提案内容を変更することがある。
- (2) 見積書の提出

上記(1)の協議成立後、所定の随意契約手続きを経たうえで契約候補者に対し、当該役務の調達に係る正式な見積書の提出を依頼する。
- (3) 契約の締結

上記(2)に基づき提出された見積書が、別途定める予定価格(契約金額の上限額)の制限の範囲内の見積額の提示があったときに、所定の手続きを経たうえで契約書を取り交わす。
- (4) 役務契約に係る標準契約約款

別添1 参照
- (5) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額(免除規定を適用する場合有り)

12 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本円

(2) 異議の申立て

提案者は、提案後、図面、設計図書、仕様概要及び関係書類並びに現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。